下水道 旅するお医者さん

※平成15年度「下水道の日」推進標語

下水道は、私たちの生活を健康で快適なものにし、また、河川や湖沼などの水質保全にも不可欠な施設であるため、早急な整備が望まれています。

彦根市では、昭和57年度に公共下水道事業に着手し、市街地の下流側から上流側に向けて順次整備を進めています。

彦根市の公共下水道普及率は53・6％（平成14年度末現在）で、全国平均の65・2％（同）や、滋賀県平均の72・6％（同13年度末現在）に比べると、まだまだ低い状況です。

今後も、清潔で快適なまちづくりを進めるため、整備区域の拡大、水洗化の普及を促進していきます。ご理解とご協力をいただき、みんなで彦根をきれいで環境にやさしいまちにしていきましょう。

公共下水道に関する問い合わせ先　下水道部☎㉒5458番、FAX㉒5433番

数字で見る 下水道の整備状況

	平成13年度	平成14年度
下水道普及率	48.2％	53.6 ％
供用面積	1,234.1 ha	1,340.6 ha
供用区域内人口	52,363 人	58,350 人
供用区域内世帯	19,529 世帯	21,534 世帯
水洗化人口	37,391 人	42,346 人
水洗化世帯	13,067 世帯	15,238 世帯
人口水洗化率	71.4 ％	72.6 ％

公共下水道の供用区域

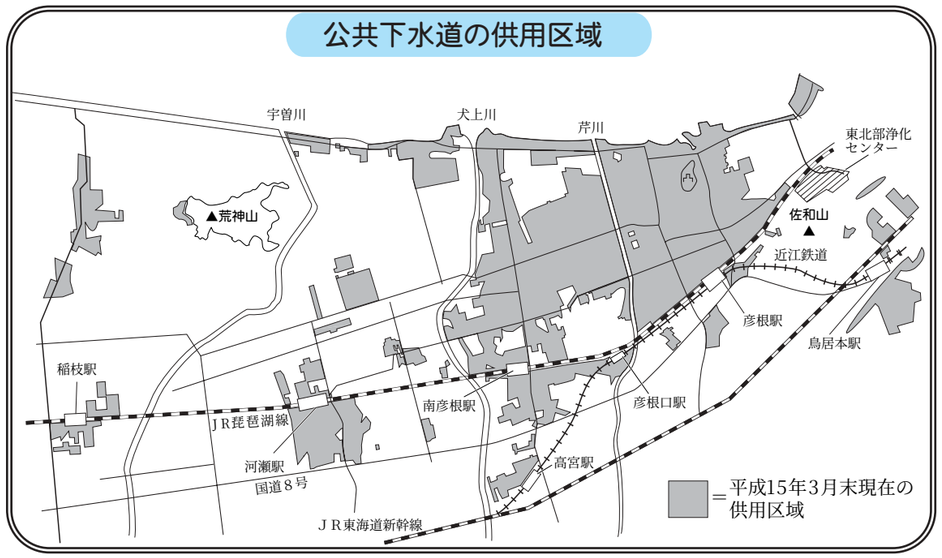

流域下水道と公共下水道

流域下水道　下水道の建設には、たくさんのお金と高度な技術が必要なので、市町村単位で建設するのはたいへん難しいことです。そのため、いくつかの市町を一つの単位として下水を集め、まとめて効率よく処理するのが「流域下水道」です。県が主体となって事業を行うもので、滋賀県では県内を4つのブロックに分けています。

彦根市は「東北部処理区」に入っていて、北は木之本町から南は愛東町までの2市17町が含まれています。

公共下水道　市内の各家庭や工場などから下水を集め、流域下水道に接続するまでの部分をいいます。市が主体となって事業を行います。

下水道の経費について

下水道の運営には、下水道管の清掃や処理場の運転などの施設を管理するための経費（維持管理費）と、下水道を建設するために借りた市債（市の借金）を返済するための経費（元金と利子＝資本費）が必要です。

これらの経費は、下水道の使用料で賄うことになっていますが、彦根市では使用者の負担を緩和するため、資本費の一部を市の一般会計から負担しています。

彦根市では現在、下水道普及率を高めるため、積極的に整備を進めていますが、今後一般会計からの負担が大きくなると、その他の市民サービスへの影響が心配されます。そのため、納税者の負担と下水道使用者の負担の公平の観点から、使用料の改定を検討しています。

また、使用料は、下水道を円滑に運営し、私たちが快適に暮らすために欠かせないものです。ご協力をお願いします。

公共下水道が整備された区域の皆さんにお願いします

◆受益者負担金

公共下水道が整備された区域の土地に対して賦課されるもので、土地の所有者や権利者の皆さんに、公共下水道建設費の一部を負担していただくものです。

◆下水道使用料

公共下水道施設の維持管理費として、利用者の皆さんに排水量に応じて負担していただくものです。

◆宅地内排水設備工事

排水設備は、個人の敷地内に設置し、家庭から出る台所、ふろ、洗濯、水洗便所などの汚水を直接公共下水道に流すための汚水管や汚水ますなどのことです。

公共下水道が利用できる状態になると、原則として3年以内に排水設備工事をしていただかなくてはなりません。

なお、排水設備工事は、基準に合った工事をするため、必ず彦根市指定下水道工事店で実施してください。

ご注意ください

市内では、最近あちこちに「市役所から委託を受けて来た」などと言って、住宅敷地内の排水設備の点検、清掃、修理などを勧める業者が回っていて、法外な工事費などを請求する場合があるようです。市が理由もなく排水設備の清掃や修理を勧めることはありません。市は、このような業者とは一切かかわりがありませんのでご注意ください。

下水道の正しい使い方

①生ごみを捨てない　野菜くず、割りばし、ビニール、紙などは、下水道管が詰まる事故の原因になります。許可されていないディスポーザーなどで細かく砕いてもだめです。

②油を流さない　食用油などは下水道管を詰まらせたり、処理場の機能を低下させたりします。特に、台所から出たところには、食用油などの油脂類の流出を防ぐため、分離ますの設置を義務づけています。

③トイレにものを流さない　トイレットペーパー以外のものを流さないでください。新聞紙やビニールなど、水に溶けないものを流すと詰まる原因になります。いったん詰まると、大がかりな修理が必要になるときがあります。

排水設備工事の助成制度

○低所得者補助制度　市民税の所得割非課税世帯に対し、補助金を交付する制度です。申請者１人につき１件を限度とします。

補助限度額　７万円

○融資あっせん制度　一般家庭で、排水設備工事を実施する人で、資金が必要な場合に、工事費に応じて金融機関を通じて融資を受けられます。

融資限度額　100万円
利　　率　年2.9％
返済期間　60か月以内

※助成を受けるには、いずれも市税、下水道受益者負担金を滞納していないことなどの条件があります。

2003下水道フェア

下水道マスコットキャラクター「すいすい」

地域の皆さんに、下水道の役割や仕組みについて理解を深めていただくため、「2003 下水道フェア」を開催します。

日時　10月25日(土) 10:00～15:00

場所　東北部浄化センター（松原町）雨水調整広場＝同センター導入路（陸橋）南側の県道とＪＲにはさまれた部分

内容　キャラクターショー、ファファコーナー、各種模擬店、アトラクション、施設見学会　など

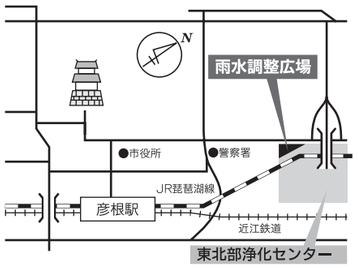

同時開催　花と緑の美しいうるおいのあるまちづくり　はなとみどりのフェスタ

●赤ちゃん誕生記念苗木を配布します（平成14年４月１日から同15年３月31日生まれの赤ちゃんが対象）

※催しの詳細は、「広報ひこね」10月15日号でお知らせします。

問い合わせ先　市都市計画課　☎22-1411番内線259番、FAX24-8517